

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都廃棄物条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 30 年 3 月 30 日・東京都条例第 41 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）の施行に伴い、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。

### (2) 改正内容

条例別表に、次の手数料を加える。

ア 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000 円
イ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	134,000 円

## 2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

## 3 問合せ先

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当

直通 03-5388-3587

内線 42-861